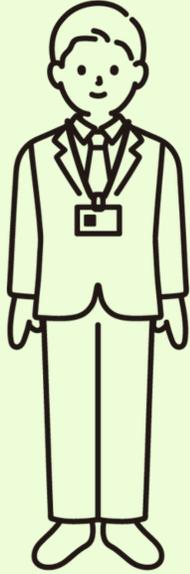


令和5年中合計所得48万円超かつ定額減税対象外であり、令和6年中被扶養者 (令和6年度住民税所得割 & 令和6年分所得割0円)

【調整給付】



◎夫（扶養者なし）

- 令和6年所得税額（推計）：20,000円…①
- 令和6年度住民税所得割：10,000円…②

【定額減税可能額】

所得税：30,000円…① 住民税：10,000円…②

【調整給付算出額】

$(①+②) - (①+②) = 10,000円$ …調整給付額



◎妻

(合計所得48万超のため扶養対象外)

- 令和6年所得税額（推計）：0円
- 令和6年度住民税所得割：0円

【定額減税可能額】

所得税：0円、住民税：0円

合計所得金額48万超のため、税法上の扶養対象外であるが、妻自身は令和6年度住民税及び令和6年所得税額(実績)が0円であるため、定額減税を適用することができず、調整給付の対象とならない

(R5年中)

【不足給付】



◎夫（扶養者）

- 令和6年所得税額（推計）：30,000円…①
- 令和6年度住民税所得割：10,000円…①

【定額減税可能額】

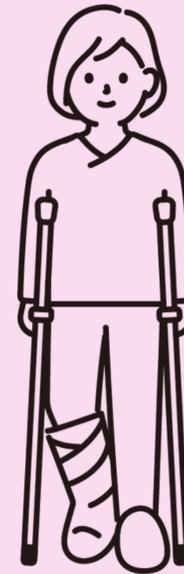
所得税：60,000円…① 住民税：10,000円…②

【調整給付算出額】

$(①+②) - (①+②) = 30,000円$ …控除不足額

控除不足額－調整給付額＝0円…不足給付額

合計所得金額48万円以下である妻の扶養者となり、所得税の定額減税可能額は60,000円にUP



◎妻（被扶養者）

- 令和6年所得税額（推計）：0円
- 令和6年度住民税所得割：0円

【定額減税可能額】

所得税：0円、住民税：0円

(R6年中)

妻は、調整給付算定時は合計所得48万超であったため、夫の扶養には入れなかった。さらに妻自身の令和6年所得税額(推計)及び令和6年度住民税所得割が0円であるため、調整給付支給対象外となった。しかし、不足額給付算定時には、妻の合計所得は48万円以下となり夫の扶養に入ることができたため、夫の定額減税可能額（所得税）が30,000円から60,000円と変更になった。そのため令和6年所得税では控除不足額30,000円が発生し、調整給付額を差し引いた20,000円が夫に不足額給付として支給される。ただし、妻の定額減税（住民税）10,000円については、夫・妻どちら側でも適用されていないため、10,000円を不足額給付IIとして妻に支給する。